

那覇市上下水道局競争入札参加者の資格及び審査に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号。以下「規程」という。)第2条第2項の規定に基づき、本局が発注する水道施設工事の請負、上下水道材料購入及び漏水調査業務委託(以下「水道施設工事等」という。)に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、入札参加者の審査その他必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格の要件)

第2条 入札参加資格は、競争入札に参加しようとする者(法人にあっては、その役員を含む。)が、次に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 営業に関し法律上必要とする資格を有する者であること。
- (6) その他那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認める要件

(入札参加資格の審査)

第3条 入札参加資格の審査は、2年に1回行う定期の審査及び管理者が必要と認めるときに行う追加の審査とする。

(申請書の提出等)

第4条 水道施設工事等の契約に係る競争入札に参加しようとする者は、入札参加

資格取得申請書(以下「申請書」という。)を管理者に提出しなければならない。

- 2 申請書には、第2条及び第7条第1項に掲げる事項を確認するための書類(以下「確認書類」という。)を添付させるものとする。
- 3 管理者は、前条に規定する定期及び追加の審査に係る申請書の提出期間その他必要な事項を定めたときは、これを公告しなければならない。

(有資格者の決定等)

第5条 管理者は、申請書の提出を受けたときは、入札参加資格の審査を行い、水道施設工事等の競争入札に参加することができる者(以下「有資格者」という。)を決定し、次の各号に掲げる入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録する。

- (1) 水道施設工事業者格付名簿
- (2) 上下水道材料業者名簿
- (3) 漏水調査業者名簿

- 2 資格者名簿には、第7条第1項の工事施工能力審査及び同条第2項の等級格付を行った者について、その結果を併せて登載するものとする。
- 3 資格者名簿の登録の有効期間は、当該登録の日から次期の定期の審査を行う年度の3月31日までとする。ただし、有効期間の満了後も管理者が次期の定期の審査に基づく登録を行う日の前日までは、その効力を有するものとする。

(審査結果の通知)

第6条 管理者は、資格者名簿に登録した有資格者に対し、入札参加資格の審査に合格した旨を通知しなければならない。この場合において、次条第1項の工事施工能力審査及び同条第2項の等級格付を行った者については、その結果を併せて通知する。

(工事施工能力審査及び等級格付)

第7条 管理者は、有資格者のうち水道施設工事業者について、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める数値を合計したもの(以下「総合点数」という。)により工事施工能力審査を行うものとする。

(1) 客観的事項 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項の総合評定値の数値

(2) 主観的事項 次に掲げる項目ごとに、管理者が別に定める基準により算定した数値

工事成績、経営状況、指名停止状況、技術者数、障害者雇用人数、本市に本店を有する者の法人登記期間(個人の場合は、営業期間)、他建設業許可業種、ISO(国際標準化機構)規格認証の取得、エコアクション21認証・登録、優秀建設工事表彰及び社会貢献によるものとする。

(3) 前号に定めるもののほか、管理者が必要と認める事項

2 管理者は、前項の工事施工能力審査を行った者の総合点数を基準として、2等級に格付を行うものとする。

(委員会の設置)

第8条 第2条に規定する要件及び前条第1項の工事施工能力を審査し、並びに同条第2項の等級格付を行うため、那覇市上下水道局競争入札参加者資格審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第9条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、別表1に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。また、委員会の庶務は、総務課において処理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第10条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(予備審査会の設置)

- 第11条 第2条に規定する要件及び第7条第1項の工事施工能力審査を予備審査し、並びに同条第2項の等級格付の名簿素案の作成を行うため、委員会の下に上下水道局競争入札参加者資格審査予備審査会(以下「予備審査会」という。)を置く。
- 2 予備審査会は、総務課長をまとめ役として、別表2に掲げる者をもって構成する。
 - 3 予備審査会の庶務は、総務課において処理する。

(工事の発注標準)

- 第12条 第7条第2項に定める等級に対応する水道施設工事の発注の標準となる金額は、別表3のとおりとする。

(職務上の義務)

- 第13条 委員及び関係職員は、委員会において職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

(登録の取消し)

- 第14条 管理者は、有資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、資格者名簿の登録を取り消すことができる。
- (1) 申請書又は確認書類に虚偽その他不正な事項があったとき。
 - (2) 建設業法第3条に規定する建設業の許可の効力を失ったとき。
 - (3) 第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(地位の承継)

- 第15条 有資格者の死亡、営業の譲渡、組織変更等により、営業の同一性を失うことなく営業を引き継いだ者は、地位の承継願(第1号様式)を提出し、地位の承継書(第2号様式)による管理者の承認を受けたときは、当該有資格者であった者が有していた資格の範囲で、その地位を承継することができる。

(補則)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年6月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年9月3日から施行し、同年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年12月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年11月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年12月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年12月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年5月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年10月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年11月19日から施行する。ただし、別表1の改正規定は令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

別表第 1(第 9 条関係)

那覇市上下水道局競争入札参加者資格審査委員会

委員長	上下水道部長
副委員長	上下水道部副部長(技術部門) 上下水道部副部長(事務部門)
委 員	総務課長 企画経営課長 料金サービス課担当副参事 水道管理課長 配水課長 水道工務課長 下水道課長 下水道課担当副参事

別表第 2(第 11 条関係)

上下水道局競争入札参加者資格審査予備審査会

まとめ役		総務課長
予備審査会構 成員	料金サービス課	給水工事係長 計量係長 排水設備係長
	水道管理課	管理係長 漏水防止係長 補修係長
	配水課	機電係長
	水道工務課	計画係長 工事第一係長 工事第二係長
	下水道課	計画係長 建設第一係長 建設第二係長 管理第一係長 管理第二係長

別表第 3(第 12 条関係)

等級に対応する工事の発注標準金額

	水道施設工事(配管) 金額
A 級	5,000 万円以上
B 級	5,000 万円未満

第1号様式(第15条関係)

地 位 の 承 継 願

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

被 承 継 者 住 所
商号又は名称
代 表 者 印

承 継 者 住 所
商号又は名称
代 表 者 印
T E L
F A X

年度那覇市上下水道局競争入札参加資格を承継したいので関係書類を添えて申請します。

(資格承継する業種)

- 1. 水道施設工事
- 2. 上下水道材料購入
- 3. 漏水調査業務

第2号様式(第15条関係)

地 位 の 承 継 書

承 継 者 住 所
商号又は名称
代 表 者 様

年 月 日付け提出のありました 年度那覇市上下水道局競争入札参加資格に係る地位の承継願については、次のとおり承認します。

(資格承継する業種及び格付)

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長